

諮問庁：国立研究開発法人理化学研究所

諮問日：平成30年4月27日（平成30年（独情）諮問第21号）

答申日：平成30年7月11日（平成30年度（独情）答申第13号）

事件名：職員から申立があった件に関する調査報告書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「職員から申立があった件に関する調査報告書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年2月16日付け29理研総第177号により、国立研究開発法人理化学研究所（以下「理化学研究所」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

理化学研究所が非開示とした当該文書の内容は、法の趣旨に反するため、非開示とする理由はなく、開示すべきと考えます。

（2）意見書（添付資料は省略）

ア 開示請求を求める法人文書の内容

審査請求人が情報開示を求める法人文書である平成250709理研監コ第42号調査報告書は、審査請求人が被害者として受けた特定事案調査報告書である。その内容は、当時審査請求人の上司である特定職員の職務遂行に係る行為の違法性の有無を調査した結果報告である。

その経緯は、当時審査請求人が諮問庁の「公益通報等の適正な処理に関する規程」等の規定に基づき、公益通報と調査委員会設置依頼による設置された調査委員会による調査報告書である。

イ 加害者の職務行為を調査した報告書を被害者に開示すべきである

本来ならば、諮問庁が上記「公益通報等の適正な処理に関する規

程」11条に基づき、「研究所は、調査終了後、公益通報者に対し、速やかに調査結果を通知するものとする。」とすべきであったが、諮問庁は、加害者の職務の遂行を調査した当該調査報告書を、被害者である審査請求人に開示しなかったことから、今回の情報公開制度による当該調査報告書の開示を請求することに至った。

しかしながら、平成30年2月20日に開示された開示実施文書に示すとおり、当該法人文書の表題とページ数及び規程のみが開示され、加害者の職務の遂行の行為に関する調査内容を全て黒塗りにして開示されていなかった。

ウ 原処分は法の趣旨に反するため取り消されるべきである

加害者の加害行為に関する調査報告書を被害者に開示されるべきであることをさておき、諮問庁の行った原処分は、以下のとおり、法5条1号、3号及び4号並びに6条2項の趣旨に反するため、取り消されるべきであることから、当該法人文書に含まれる氏名、生年月日等の特定の個人を識別できる情報を除き、加害者の職務遂行の行為の違法性の有無を調査した事実認定の部分の情報を、「開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。」（法3条）。

(ア) 職務遂行の情報は法5条1号の適合性がない

諮問庁が理由説明書に「その内容には、相談者その他関係者のプライバシーに係る情報が含まれることから、（中略）法5条1号に該当し、」と主張して、当該法人文書のページ数と規程以外を全て黒塗りにしていたが、当該法人文書の職務の遂行の事実認定の部分は、関係者のプライバシーに関係しないため、その部分の情報を、「開示請求者に対し、開示しなければならない」というべきである。

(イ) 職務遂行の情報は法5条1号ただし書ハに該当する

上記アのとおり、当該法人文書の内容は、当時審査請求人の上司である特定職員の職務遂行に係る行為の違法性の有無を調査した調査報告書である。諮問庁の特定職である被調査者は、当然ながら、独立行政法人の役員及び職員であることから、その職務遂行の違法性の有無に係る事実認定の情報は、「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」（法5条1号ただし書ハ）に該当することから、法5条1号に該当しないことは明白である。

(ウ) 職務遂行の情報は個人が識別されても公開しなければならない

特定の個人が識別される情報が全てプライバシーにあたるとは言いきれない。法5条1号ただし書のいずれに該当する情報は、個人が識別される場合でも公開しなければならない。上記（イ）のとおり、本件の情報公開の請求のうち、職員の職務遂行の内容に係る違

法性の事実認定の部分は、法5条1号ただし書ハに該当することから、特定の個人が識別されても、公開しなければならない。

特に、法人文書に記載された公務員の役職、氏名は個人に関する情報ではないとされるが（仙台地判平成8年7月29日）、個人を識別することができる情報のうち、その部分を除くことによって個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、その部分を除いて開示しなければならないことから（法6条2項）、原処分は、法のこの趣旨にも反するため、取り消されるべきである。

（エ）職務遂行の調査事項は法5条3号に該当しない

諮問庁が理由説明書に「調査委員会の調査事項や方法、調査委員会の委員名、判断の参考とする資料の情報を開示すると、以後の同種の調査委員会等において、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれや特定の者に不利益を及ぼすおそれがあるから不開示とした。」と主張している。

しかし、「調査委員会の調査事項」とは、当該職員の職務遂行の違法性の有無に関する事項であるから、「以後の同種の調査委員会等において、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が無ければ、「特定の者に不利益を及ぼすおそれ」もないから、法5条3号に定める不開示の理由にはならない。

特に、「調査事項や方法、判断の参考となる資料の情報」は、調査委員会の調査の意思形成過程の透明化に不可欠で、原則公開されるべきであるから、それらの事項を全て黒塗りにして非公開とした原処分は、合理的理由がなく不当である。

（オ）職務遂行の調査事項は法5条4号に該当しない

諮問庁が理由説明書に「調査委員会の調査事項や方法、調査委員会の委員名、判断の参考とする資料の情報を明らかにすることは、同種のもので反復されるような性質の事務や事業であることから、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、法5条4号柱書きに該当するため、不開示とした。」と主張している。

しかし、諮問庁の特定職職員の職務遂行の違法性の有無に関する調査事項は、法5条4号柱書きに定めるイ（国の安全が害される）、ロ（公共の安全と秩序の維持）、ハ（租税の賦課若しくは徴収）、ニ（契約、交渉又は争訟に係る事務）、ホ（調査研究に係る事務）、ヘ（人事管理に係る事務）、ト（独立行政法人が経営する企業に係る事業）のいずれにも該当しないことは明らかであるから、「不開示とした」の諮問庁の主張に理由がないことは論を俟たないのである。

エ 不開示情報をヴォーン・インデックス手続で審理すべきである

原処分不開示情報は、当該法人文書のページ数と規程を除く全部であるが、当該法人文書の不開示事由該当性の有無を認定するために、当該法人文書の開示する部分と不開示とする部分を細かく区分し、個々の不開示部分ごとに当該不開示部分の内容及び不開示の理由を詳しく説明する文書を提出させる審理方法いわゆるヴォーン・インデックス手続が採用されるべきである。

すなわち、不開示処分の理由付記は、当該法人文書の具体的内容に即して個別具体的に示さなければならないが、諮問庁の理由説明書に、不開示事由該当性の個別具体的な立証が尽くされなかったことから、理由付記の不備は明らかである。

オ 結語

以上のとおり、諮問庁の理由説明書は、当該法人文書の個々の不開示部分ごとに不開示理由を示せず、法5条各号の適合性の検討にも合理的理由がないため、原処分は、不当であるから、取り消されるべきである。

当該法人文書は、氏名及び生年月日などの特定の個人を識別できる情報を除き、諮問庁は、加害者の職務遂行の行為の違法性の有無を調査した事実認定の情報を、開示請求者に対し、開示しなければならないというべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 開示請求

審査請求人より、法4条1項の規定に基づき、以下の開示請求を受けた（開示請求の受理日：平成30年1月23日）。平成250709理研監コ第42号調査報告書。

(2) 部分開示決定

下記の2のとおり文書の特定を行い、部分開示決定を行い、平成30年2月16日に審査請求人へ通知した。

(3) 開示実施

平成30年2月20日付け開示の実施方法等申出書（同日受領）を受け、同日に当該法人文書の白黒複写を交付した。

(4) 審査請求

平成30年2月20日付け審査請求書を同日に受領した。

2 原処分について

開示請求に記載された文書番号をもとに法人文書の特定を行ったところ、特定個人が理化学研究所に対してハラスメントや調査依頼を申し立てた件に関する報告書であった。開示請求書における文書を特定する記述には法

にいう不開示情報は含まれていないことから法8条による存否不応答は行わず、文書の個別の内容について、法5条各号の不開示情報に適合するものがあるか検討した。

(1) 法5条1号の適合性

理化学研究所では、ハラスメント等の相談窓口を設け、相談及び必要に応じた調査を行っている。その内容には、相談者その他関係者のプライバシーに係る情報が含まれることから、事案が公になったり、又は推知されないよう情報の守秘につとめ、プライバシーを保護しつつ適正に業務を遂行している。したがって、これらに係る法人文書は、法5条1号に該当し、同号ただし書イに規定される「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」及びハに規定される「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれにも該当しない。

(2) 法5条3号の適合性

調査委員会の調査事項や方法、調査委員会の委員名及び判断の参考とする資料の情報を開示すると、以後の同種の調査委員会等において、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれや特定の者に不利益を及ぼすおそれがあることから不開示とした。

(3) 法5条4号の適合性

調査委員会の調査事項や方法、調査委員会の委員名、判断の参考とする資料の情報を明らかにすることは、同種のもものが反復されるような性質の事務や事業であることから、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、法5条4号柱書きに該当するため不開示とした。

(4) その他について

表題、項目立、ページ数及び規程については、不開示とする理由がなく、上記(1)ないし(3)部分を除いた部分は、法6条1項に基づき、部分開示とした。

上述のとおり、部分開示とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年4月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月21日 審議
- ④ 同月31日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年6月26日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年7月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、法5条1号、3号及び4号柱書きに該当するとして、その一部を不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書は、調査委員会による調査報告書であり、調査報告書本体とその添付資料（資料1ないし資料7）から構成されていると認められる。

そのうち不開示部分は、①調査報告書本体の内容部分及び添付資料の一部の名称部分、②資料1の標題、資料番号及び頁番号を除く部分並びに資料2及び資料3の資料番号及び頁数を除く部分、③資料6の標題、資料番号及び頁番号を除く部分並びに④資料7の資料番号及び頁番号を除く部分であることが認められる。

そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、上記①ないし④の公表慣行について確認させたところ、理化学研究所においてはいずれの情報も公にしておらず、今後公にする予定もない旨説明する。

(2) 上記①について

ア 上記①には、通報者の氏名及び調査対象者の氏名・職名、通報の経緯、通報内容、調査事項、事実確認の内容、調査の結論並びに調査報告書本体に添付されている添付資料の名称等の情報が記載されているので、一体として当該通報者及び調査対象者（以下「本件当事者」という。）に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、当該調査については、本件当事者に分任された職務の遂行に係る情報とはいえないことから、同号ただし書ハには該当せず、同号ただし書イ及びロに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、本件当事者の氏名・職名は、個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、また、その余の不開示部分には、添付資料の名称（資料7を除く。）を含め、通報の経緯、通報内容、調査事項、事実確認の内容及び調査の結論が詳細かつ具体的に記載されており、当該調査報告書の性格を踏まえると、当該部分の記載は、通常、他人に知られたくない機微な情報であると認められ、これを一部でも公にすると、本件当事者の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

イ しかしながら、添付資料の名称のうち資料7の名称部分については、

これを公にしても、本件当事者の権利利益が害されるおそれがないと認められるので、部分開示すべきであり、法5条1号には該当しない。

また、諮問庁は法5条3号及び4号柱書き該当性も説明するが、当該資料の名称は、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれや特定の者に不利益を及ぼすおそれ及び将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとも認められない。

ウ したがって、上記①のうち資料7の名称部分は、法5条1号、3号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は同条1号に該当し、同条3号及び4号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 上記②について

ア 上記②には、通報者の氏名・所属・連絡先及び通報内容等の情報が記載されているので、一体として当該通報者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、上記(2)アと同様の理由により、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められず、法6条2項による部分開示もできない。

イ したがって、上記②は法5条1号に該当し、同条3号及び4号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 上記③について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、上記③の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記③は、調査委員会委員の氏名・所属・職名であり、当該委員は、セクシャルハラスメントの防止や理化学研究所内外から理化学研究所に勤務する者に対する苦情・トラブル等に関し理化学研究所が必要と認めた時に設置される同委員会の構成員である。

このような設置の趣旨等に鑑みれば、当該委員の氏名・所属・職名を公にした場合、今後、同種の調査委員会が設置された際に、通報者、調査対象者及びその他関係者等から当該委員への圧力や干渉等が生じ、調査委員会において率直な意見交換ができなくなるだけでなく、今後の委員の選任に際して協力を得られなくなるなど、今後の調査委員会業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

(ア) 上記③には、調査委員会委員の氏名・所属・職名の記載が認められる。

(イ) 本件対象文書のうち資料として添付されている「相談等に関する

調査委員会の設置に関する規程」を確認したところ、上記アの当該調査委員会の設置に係る諮問庁の説明は首肯でき、このような調査委員会の性格を勘案すると、当該不開示部分を公にした場合、今後、同種の調査委員会が設置された際に、通報者、調査対象者及びその他関係者等から当該委員への圧力や干渉等が生じ、調査委員会において率直な意見交換ができなくなるだけでなく、今後の委員の選任に際して協力を得られなくなるなど、今後の調査委員会業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

(ウ)したがって、上記③は法5条4号柱書きに該当し、同条1号及び3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 上記④について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、上記④の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記④は調査委員会の判断の参考とした資料であり、これを公にすると、今後、同種の調査委員会が設置された際に、調査の観点や手法等が明らかになり正確な事実の把握を困難とするおそれがある。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

(ア) 上記④は調査委員会の判断の参考とした資料であることが認められる。

(イ) 上記④は、一般に公にされている内容であり、調査の観点や手法等が明らかになるような記載は特段認められないので、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれや特定の者に不利益を及ぼすおそれ及び将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。

(ウ)したがって、上記④は、法5条3号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号及び4号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び4号柱書きに該当すると認められるので、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙に掲げる部分は、同条1号、3号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（開示すべき部分）

- 1 調査委員会による調査報告書の「5. 資料」のうち資料7の名称部分
- 2 資料7の全て